

2026年7月1日

鷺宮ガス株式会社

最終保障供給約款の変更のお知らせ

日頃より鷺宮ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度弊社は、ガス事業法の規定に基づき最終保障供給約款の変更について、
関東経済産業局長へ届出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更の内容は以下の通りとなります。

1. 変更の内容

①料金を当社指定の払込書で支払う場合、払込書発行手数料をお客さまにご負担いただくことを追加いたしました。

②料金を当社指定の払込書で支払う場合の支払場所にコンビニエンスストア等を追加いたしました。

2. 変更後の約款の実施期日

2026年8月1日

3. 変更後の約款

変更後の約款につきましては、HPの当お知らせに掲載している

『変更後の最終保障供給約款』をご確認ください。

以上